

『調査レポート』

富山県が認証する特定非営利活動法人（NPO法人）の財政現状と事業報告書の提出状況

平成 18 年 3 月 10 日

住みたい富山研究所

所長 谷口新一

§ 調査の目的

石井知事が掲げたマニフェスト、NPO法人数150は今年度中つまり今月3月中(もうすぐ!)に達成する予定である。市民社会づくりの担い手としてNPO法人が活躍することは多角的な社会を構築していく上でも、富山のまちづくりのためにも重要であると考えます。

NPO法は、認証により権利義務の主体となりうる法人格を付与するものであるが、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制している。社団法人や財団法人などのように監督官庁があるわけではなく、いわば、市民がNPO法人を評価していく法的なフレームとなっている。富山県のNPO法人窓口では誰でも閲覧が可能であり、誰もが市民評価に参加できるわけであるが、わざわざ足を運ぶ県民も少ないであろう。

今回、NPO法の趣旨を尊重しながらNPO法を発展させていきたいという思いから、ボランティアで、県内のNPO法人に関するデータを分析して県民に公開することとした。県民一人ひとりがNPO法人ならびにNPO法の理解を深めるきっかけになってほしい。

§ 調査方法

調査場所：富山県生活環境部男女参画・ボランティア課

調査日：平成18年2月9日

調査対象：上記調査日において、富山県が認証したすべてのNPO法人（解散した2法人を除く全144法人）

調査方法：NPO法に基づく閲覧。ただし、事業報告書等が富山県に提出された日は閲覧対象ではないことから、富山県情報公開条例に基づく開示請求を平成18年2月9日に行い、平成18年2月23日に法人印及び代表者印の印影以外についての部分開示決定を受けて調査。

財務関係書類や運営体制に関するデータは各法人が提出しているもののうち直近のものについて統計化した。

§ 調査結果（概要）

1、年間収入規模（有効データ105法人中の割合）

0円	3.8%
10万円未満	5.7%
100万円未満	17.1%
1000万円未満	37.1%
1億円未満	31.4%
1億円超	4.8%
	100%

2、事業報告書等の提出状況（至近年のもの）

	法人数	比率
正規	75	67.6%
多少の遅れ	16	14.4%
遅れたまま未完了	5	4.5%
未提出	15	13.5%
未提出のうち、報告書を一回も提出していないもの	(6)	(5.4%)
提出義務法人数計	111	100%

上記未提出法人 15 のうち、特に提出が遅れている法人

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名 (敬称略)	認証年月日	決算月	直近の 事業報告書 提出日	未提出 累積回数
PCTOOL	能登 貴史	H14.1.4	8月	H14.11.29	3
日本文化交流センター	中山 妙子	H14.5.20	12月	H15.5.12	2
北陸健康住宅研究会	久保田 貢紀	H14.9.3	5月	H16.1.21	2
食と福祉と環境を考える ネットワーク	森田 幸夫	H15.4.22	3月	提出なし	2
環・日本海	清家 彰敏	H15.8.22	12月	提出なし	2
愛和報恩会	吉田 勇次郎	H15.9.24	3月	提出なし	2

あくまでも今年2月9日現在のデータであり、最新については県で確認が必要である。

§ 提言

1、富山県は、三重県のように能動的に情報公開すべきである。

ホームページ上でNPO法人の提出文書に関する情報を能動的に公開している三重県と比較すると、富山県の提出状況は悪い。NPO法を守る真面目な法人が不真面目な法人からの間接的な被害に遭うことは公正な社会づくりからも問題である。富山県はNPO法の趣旨を踏まえ適切な対応をしていると考えるが、未提出状況が放置されると、NPO法の発展ならびに他のNPO法人の信頼性のためにも好ましい状況とはいえない。富山県は、県民からの受動的な情報公開ではなく、能動的な情報公開をすべきである。

2、NPO法人は、NPO法の趣旨を十分理解し、NPO法を守るべきである。

公益法人制度改革において、短長期的にはNPO法人が除外されているが、NPO法で定められた最低限のことも守れない状況が明らかになれば、NPO法に対し懐疑的な意見が優勢を占めることにもなるであろう。私はすばらしい理念の法律であると考えており、法律を守らない一部のNPO法人によってNPO法ならびに他のNPO法人が被害を被ることは忍びない。

詳細データなどのお問合せも下記まで。

お問合せ

住みたい富山研究所 所長 谷口新一

〒930-0464 富山県中新川郡上市町浅生15番地

電話：076-472-4410 メール：ilovetoyama@yahoo.co.jp